

平成21年8月9日の台風9号により被災されたお客さま に対する電気料金その他の特別措置について

このたびの台風9号により被災されたお客さまに対し、心からお見舞い申し上げます。

当社は、平成21年8月9日の台風9号の影響により災害救助法が適用された岡山県(オカヤマケン)美作市(ミマサカシ)および隣接する地域において、家屋損壊および床上浸水などの被害に遭われたお客さまからお申し出があった場合には下記の特別措置を講ずることとし、平成21年8月10日付けで供給約款等以外の供給条件として経済産業大臣あてに認可申請を行い、同日、認可されました。

記

1. 対象地域

岡山県美作市および隣接する地域(岡山県(オカヤマケン)備前市(ビゼンシ)・和気郡(ワケゲン)和気町(ワケチョウ)・久米郡(クメゲン)美咲町(ミサキチョウ)・勝田郡(カツタゲン)勝央町(ショウオウチョウ)・勝田郡(カツタゲン)奈義町(ナギチョウ)・英田郡(アイダゲン)西粟倉村(ニシアワクラソン)、鳥取県(トトリケン)八頭郡(ヤズゲン)智頭町(チヅチョウ))

2. 特別措置の内容

(1)電気料金の早収期間*1および支払期限*2の延長

被災されたお客さまの平成21年7月(早収期限日が8月9日以降となるものに限ります)、8月および9月分の電気料金の早収期間および支払期限を各々1カ月間延長します。

(2)不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気を使用されない場合には、6カ月間に限り、電気料金は申し受けません。

(3)工事費負担金*3の免除

被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気を使用されないで需給契約を廃止し、被災前と同じ契約内容で平成22年2月末日までに電気の使用を申し込まれた場合は、工事費負担金は申し受けません。

(4)臨時工事費*4の免除

被災されたお客さまが、平成22年2月末日までに臨時電灯または臨時電力の使用を申し込まれた場合は、臨時工事費は申し受けません。

(5)基本料金の一部免除

被災されたお客さま*5で、電気設備が災害のため復旧までに一時使用不能となった場合、平成22年2月末日までは、その使用不能設備に相当する基本料金は申し受けません。

(6)諸工料*6の免除

被災されたお客さまが、平成22年2月末日までに引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合は、諸工料は申し受けません。

3. 特別措置の適用の申込方法

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、最寄りの当社営業所までお申し込みください。

4. その他

大雨の影響により、当社の設備に異常が生じている場合があります。切れた電線や垂れ下がった電線には絶対に触らずに、至急当社営業所までご一報ください。

【注】

*1…早収期間は、検針日から21日目までの期間

*2…支払期限は、検針日から51日目の日

*3・4・6

…工事費負担金、臨時工事費および諸工料とは、お客さまからのお申し込みにより、当社の電気設備を新たに設置したり、移動したりする場合等において、お客さまにご負担いただく費用をいいます。

*5…基本料金を申し受ける料金メニューをご契約のお客さまに限ります。

～ 被災されたお客さまからのお問い合わせ先 ～

- ◎ 津山営業所／津山市上河原208の3番地
フリーダイヤル 0120-410-254
- ◎ 岡山東営業所／岡山市東区西大寺中野422番地の3
フリーダイヤル 0120-415-322
- ◎ 岡山営業所／岡山市北区青江2丁目6番51号
フリーダイヤル 0120-411-669
- ◎ 鳥取営業所／鳥取市新品治町1番地6
フリーダイヤル 0120-181-210

以上